

制限付き一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、五領川公共下水道事務組合契約規則（平成16年規則第2号。以下「契約規則」という。）に規定するもののほか、五領川公共下水道事務組合（以下「組合」という。）が発注する建設工事の請負契約について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による入札に参加する者に必要な資格を定めて行う一般競争入札（以下「制限付き一般競争入札」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「入札執行者」とは、五領川公共下水道事務組合事務決裁規定第4条に規定する入札執行者をいう。

(対象工事)

第3条 制限付き一般競争入札は、原則として、設計額（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。以下同じ。）が1,000万円を超える工事について実施するものとする。

(入札公告の方法)

第4条 契約規則第10条の規定による公告（以下「公告」という。）は、掲示若しくは組合ホームページを利用して一般の閲覧に供する方法により行うものとする。

(入札公告事項)

第5条 契約規則第11条第1項各号に掲げる公告事項のうち、次の各号に掲げる事項については当該各号に定める事項を公告するものとする。

(1) 契約規則第11条第1項第2号に掲げる入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格という。」）に関する事項

ア 確認申請書等（第7条第1項に規定する確認申請書等をいう。以下この号及び第3号において同じ。）を提出する時点において、建設工事の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等の規定に基づき、五領川公共下水道事務組合が発注する建設工事の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有すると決定されている者（第7条において「有資格者」という。）であること。

イ 確認申請書等提出する時点において地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者又は同条第2項の規定により入札に参加させないこととされている者でないこと。（共同企業体にあつては、構成員の全て。）

ウ 確認申請書等を提出する時点において、五領川公共下水道事務組合建設工事等指名停止措置要綱に基づく指名停止又は指名除外の期間中でないこと。

エ 確認申請書を提出する時点において、建設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度もしくは特定退職金共済制度のいずれかに加入している者又は退職一時金制度を有している者であること。（共同企業体にあつては、構成員の全て。）

オ 役員（役員として登記又は届出はされていないが事実上経営に参画している者を含む。以下この号において同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）でないこと又は役員が暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）もしくは暴力団員と社会的に非

難されるべき関係を有していると認められる者でないこと。(共同企業体にあつては、構成員の全て。)

カ 制限付き一般競争入札に付する工事を的確かつ円滑に施工できる者であること。

キ 制限付き一般競争入札に付する工事に、主任技術者(建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。)又は監理技術者(同条第2項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。)及び現場代理人を適切に配置できる者であること。

ク 確認申請書等を提出する時点において、当該制限付き一般競争入札に参加しようとする他の者(その者が共同企業体の場合にあつては、構成員の全て)との間に、次のいずれかに該当する資本的関係又は人的関係がない者であること。(共同企業体にあつては、構成員の全て。)

(ア) 親会社と子会社の関係(個人事業主又は会社の役員が他の会社の議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社との関係を含む。)

(イ) 親会社(個人事業主又は会社の役員が議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社を含む。)を同じくする子会社同士の関係

(ウ) 一方の会社役員(個人事業主を含む。)が他方の会社の役員を現に兼ねている関係

(エ) 一方の会社役員(個人事業主を含む。)が他方の会社の管財人を現に兼ねている関係

ケ 確認申請書等を提出する時点において、健康保険及び厚生年金保険並びに雇用保険の全てに加入し、かつ、それら全ての保険料が未納でない者(法令の規定により適用を除外されている者を除く。)であること。(共同企業体にあつては、構成員の全て。)

コ その他入札参加資格委員会(第18条第1項の入札参加資格委員会をいう。)が必要であると認める資格を有する者であること。

(2) 契約規則第11条第1項第5号に掲げる入札保証金に関する事項

ア 契約規則第12条から第15条までの規定により納付させること。

イ 設計額が5億円以上の入札に関し、金融機関等が発行する履行保証の予約的機能を有する証書を提出しない者については、入札保証金を免除しないこと。

(3) 契約規則第11条第1項第6号に掲げる入札の無効に関する事項は、次のいずれかに該当する入札を無効とする。

ア 契約規則第29条第1号から第12号までのいずれかに該当する入札

イ 入札参加資格がある旨の確認通知を受けていない者が行った入札

ウ 確認申請書等に虚偽の記載をして入札参加資格の確認を受けた者が行った入札

エ 入札参加資格がある旨の確認を受けてから開札の時までに第1号アからコまでに掲げる入札参加資格のいずれかを欠くに至った者が行った入札

オ 工事入札心得その他あらかじめ広告等において示した条件に違反している者が行った入札

カ 第6条第2項の規定による設計図書等の閲覧をしなかった者又は入札執行者が閲覧したことを確認することができなかった者が行った入札

キ 第12条第1項に規定する工事内訳書の提出を行わなかった者(同条第2項の規定により提出を求められなかった場合を除く。)又は提出された工事内訳書が同条第3項各号に掲げる要件を満たしていると認められない者が行った入札

ク その他制限付き一般競争入札に参加するのにふさわしくないと認められない者が行った入札

- (4) 契約規則第11条第1項第8号に掲げる入札条件に関する事項
 - ア 契約規則第47条に定める工事請負契約書の作成に関する事項
 - イ 契約規則第53条から第56条までに規定する契約保証金に関する事項
 - ウ 前払金、年割その他請負代金の支払いに関する事項
- (設計図書等の閲覧等)

第6条 入札執行者は、入札公告の日から入札書の受付期間が開始する日まで、当該制限付き一般競争入札に係る工事の設計図書及び設計図面の全部の写し（以下「設計図書等」という。）を、組合の指定する場所において有資格者の閲覧に供するほか、入札参加資格確認申請をする場合に限り期間中にCD-R等に複写できるものとする。なお、閲覧確認書（様式第5号）を提出すること。

- 2 制限付き一般競争入札に参加しようとする有資格者は、前項に規定する閲覧の期間中に、原則として、設計図書等を閲覧しなければならない。
 - 3 設計図書等を閲覧した資格者は、入札執行者に対し、原則として第1項に規定する設計図書等の閲覧を開始した日の翌日から入札書の受付期間が開始する日の3日前までの日の間に限り、当該設計図書等の内容に関し質問をすることができる。
 - 4 前項の質問は、入札執行者に対し、質問書（様式第6号）を持参することにより行い、郵送又は電送によるものは受け付けられないものとする。
 - 5 入札執行者は、前2項の規定による質問があったときは、速やかに、当該質問を行った者に対し、電送又は書面により回答するとともに、当該質問及び回答の内容を組合ホームページにより有資格者の閲覧に供するものとする。
 - 6 前項の閲覧は、入札期間が開始する日の前日までに行うものとする。
- (確認申請等の提出等)

第7条 制限付き一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は入札参加資格確認申請書（様式第1号）及び入札参加資格確認資料（以下これらを「確認申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 2 確認申請書等の提出期限は、原則として、公告の日の翌日から起算して10日以上（休日を含む。）経過した日で入札執行者が公告において指定する日までとする。
- 3 確認申請書等の提出は、組合に書面により提出しなければならない。
- 4 第1項の入札参加資格確認資料は、次に掲げるものとする。
 - (1) 当該制限付き一般競争入札に係る工事と同種同程度の工事の施工実績に係る資料（様式第2号）
 - (2) 当該制限付き一般競争入札に係る工事に配置を予定している主任技術者又は監理技術者及び現場代理人の資格、経歴、経験等に関する資料（様式第3号）
 - (3) 当該制限付き一般競争入札に係る工事で使用する建設機械の保有状況及び当該建設機械の運転又は操作をするために必要な全ての技能者の配置に関する資料（様式第3号の2）
 - (4) 第5条第1号クに掲げる関係がないことを確認するために必要な資料（様式第3号の3）
 - (5) 第5条第1号ケを確認するために必要な資料（様式第3号の4）
 - (6) その他入札参加資格を確認するために必要な資料として公告において定める書類
- 5 前項の入札参加資格確認資料の提出後は、撤回、内容の修正又は再提出することができない。

(入札参加資格の有無の通知)

第8条 管理者は、第7条の第2項に規定する確認申請書等の提出期限の日の翌日から起算して原則として5日以内(休日を除く。)に、入札参加資格の有無を、入札参加資格確認通知書(様式第4号)により、確認申請書等を提出した者に通知するものとする。

2 管理者は、入札参加資格の有無を確認のために必要があると認めたときは、確認申請書等を提出した者に、資料の提出、説明その他必要な指示をおこなうことができる。

3 第1項に規定する入札参加資格の有無の確認は、入札参加資格委員会の議を経て行うものとする。

4 確認申請書等を提出した者が第2項の規定による指示に従わないときは、入札参加資格がないものとする。

5 第1項の規定による通知(次条及び第11条において「確認通知書」という。)は郵送により行うものとする。

(入札参加資格がない旨の通知を受けた者に対する理由の説明)

第9条 入札参加資格のない旨の通知を受けた者は、管理者に対し、書面により、入札参加資格がないとされた理由の開示を求めることができる。

2 前項の書面の提出期限は、確認通知を受けた日の翌日から起算して5日以内(休日は除く。)とする。

3 管理者は、前項の規定による書面の提出があったときは、原則として同項に規定する提出期限の日の翌日から起算して7日以内(休日は除く。)に、当該書面を提出した者に対し、書面により回答するものとする。

4 前項の回答は、入札参加資格委員会の議を経て行うものとする。

(入札の辞退)

第10条 入札参加資格がある旨の確認通知を受けた者は、入札書を提出するまでは、入札を辞退することができる。

2 入札参加資格がある旨の確認通知を受けた者が第11条に規定する入札期間内に入札書を提出しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

3 前第2項の規定により入札を辞退した者は、入札を辞退したことのみを理由として、以降の入札等について不利益な扱いを受けない。

(入札書の受付)

第11条 入札書の受付期間は、原則として、開札日の前々日及び前日の2日間(休日を除く。)とし、それぞれの日の受付期間は、前々日にあつては午前8時30分から午後5時まで、前日にあつては午前8時30分から午後4時までとする。

(工事内訳書の提出)

第12条 入札執行者は、次に該当する場合は、入札参加者に対し、入札書の提出と同時に、工事費内訳書の提出を求めるものとする。

(1) 談合情報等の調査のため必要があると入札執行者が認めた場合。

2 前項の規定にかかわらず、入札執行者が工事費内訳書の提出の必要がないと認めた場合は、工事費内訳書の提出を求めないことができる。

3 入札参加者が提出しなければならない工事費内訳書は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 入札参加者が当該入札において提出する入札書の金額と一致するものであること。
- (2) 入札執行者が閲覧に供する設計図書に記載する費目・工種・施工名称と同一の費目・工種・施工名称を明らかにした内訳により見積もったものであること。
- (3) 内訳明細書及び代価表が添付されていること。(入札執行者から特に指示があった場合に限る。)

4 前3項に規定するもののほか、工事内訳書に関し必要な事項は、別に定める。

(開札の実行)

第13条 入札執行者は、開札日時に至ったときは、遅滞なく予定価格書を開封し、開札を行うものとする。

(落札者の決定)

第14条 入札執行者は、開札を行ったときは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を、落札者と決定するものとする。

2 前項の場合において、落札となるべき同価の入札をした者が2社以上あるときは、くじ引きを実施して落札者を決定するものとする。

3 入札執行者は、第1項の規定にかかわらず、次に該当する場合は、別に定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした者のうち最低の価格をもって申し込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができるものとする。

(1) 最低制限価格制度を適用する工事がある場合

4 入札執行者は、落札者を決定したときは、落札を確認したうえで、落札決定通知書(様式第7号)により落札者に通知するものとする。

(再度入札の実施)

第15条 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、1回限り、再度入札を行うことができるものとする。

2 再度入札を行ってもなお落札者がいないときは、入札執行者は、不落随契(地方自治法施行令第167条の2第8号に規定する随意契約をいう。以下同じ。)を行うことができるものとする。

(入札の取りやめ)

第16条 入札執行者は、次のいずれかに該当する場合には、入札をとりやめるものとする。

(1) 公正入札調査要綱に定める談合があった場合もしくは談合の疑いがある場合又は入札手続き上不備がある場合など、入札執行者が公正な入札を維持することができないと認めた場合

(2) 前条第1項の再度の入札を実施しない場合

(3) 前条第2項の規定による不落随契を行わない場合

2 前項の規定による入札の取りやめが、開札を行う前である場合にあっては、遅滞なく掲示若しくは組合ホームページに掲載する方法により周知するものとし、開札を行った後である場合にあっては、取りやめ通知書により入札参加者に通知するものとする。

(入札結果の公表)

第17条 入札執行者は、落札者を決定したときは、すみやかに、入札結果を掲示若しくは組合ホームページを通じて一般の閲覧に供するものとする。

2 前項の規定により閲覧に供する入札結果には、落札者及び落札決定の日を表示するものとする。

3 前項に規定するもののほか、入札を無効又は失格とされた者がいるときは、入札を無効又は失格と

したこと及びその理由を表示するものとする。

(入札参加資格委員会)

第18条 次に掲げる事項を審議するため、入札参加資格委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

- (1) 入札参加資格の決定に関する事項
- (2) 入札参加資格の確認に関する事項
- (3) 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の開示に関する事項
- (4) その他入札を適正に執行するために必要な事項

2 委員会は、組合の職員若干名で構成する。

3 委員会に会長を置き、会長は事務局長をもって充てる。

(その他)

第19条 この要領に定めのない事項については、前条第1項の入札参加資格委員会の議を経て、管理者が定める。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。